

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正の概要

健康福祉部障害者福祉推進課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、医療保護入院に係る入院期間及び入院期間の更新の手続が定められ、定期病状の報告が入院期間の更新の届出に改められたこと等により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則について改正を行うものです。

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づいて、精神障害者についての通報等の各種の手続で使用する様式等について定めている規則

2 改正理由

法改正に伴い、医療保護入院の期間の法定化及び更新の手続等について、条項ずれの修正や様式の整備を行う必要があるほか、その他所要の規定の整備を行う必要があるため。

3 主な改正の内容

- (1) 法改正に伴う医療保護入院の届出に係る条項ずれの修正及び様式の整備（第13条（第3号を除く。））
- (2) 法改正に伴う応急入院の届出に係る条項ずれの修正及び様式の整備（第13条の3）
- (3) 法改正に伴い医療保護入院者に係る定期病状の報告が入院期間の更新の届出に改められたことによる、様式の根拠条項の修正等様式の整備（新第13条第3号、旧第13条の5第2項）
- (4) その他所要の規定の整備

4 施行期日

令和6年4月1日